

## 令和4年度地方消費税交付金（増収分）の使途状況について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他の社会保障施策（社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和4年度の地方消費税交付金の増収分については、次のとおり、本市の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

令和4年度増収見込額 44.7億円

（単位：億円）

区 分		事業費 （一般財源ベース）
社会福祉	障がい者福祉 ・ 障害者自立支援給付 など	33.9
	高齢者福祉 ・ 養護老人ホーム措置費 など	7.4
	児童福祉 ・ 保育所、認定こども園運営 など	80.1
	生活保護 ・ 生活扶助、医療扶助 など	47.8
	その他社会福祉 ・ 生活困窮者自立支援 など	0.6
小 計		169.8
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険事業</li> <li>・ 介護保険事業</li> <li>・ 後期高齢者医療事業</li> </ul>	102.6
保健衛生	医療 ・ 医療センター運営負担 など	11.3
	感染症その他の疾病予防対策 ・ 予防接種事業 など	8.9
	健康増進対策 ・ がん検診事業 など	6.7
小 計		26.9
合 計		299.3

※ 上記の経費については、事務費や事務職員の人件費等を除いています。